

「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」の改正について

1 改正の目的

令和6年能登半島地震における課題への対応や、首都直下地震など首都圏における大規模災害に備えるため行動計画を改正し、即時性及び実効性をより高める。

2 主な改正内容

(1) 首都圏における大規模災害に備えた対応

事務局（千代田区）が被災し、その機能を果たせない場合に事務局が復旧するまでの間、危機管理担当市がその業務を代行する旨を記載

首都直下地震を想定

優先順位	都市名
1	危機管理担当市(熊本市)
2	副会長市(福岡市)
3	副会長市(岡山市)
4	副会長市(札幌市)

※首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）別添資料1（平成25年12月）」において被害が想定される地域に属するさいたま市、千葉市、川崎市、横浜市及び相模原市は外すものとする。

南海トラフ地震を想定

優先順位	都市名
1	危機管理担当市(熊本市)
2	副会長市(さいたま市)
3	副会長市(福岡市)
4	副会長市(岡山市)
5	副会長市(川崎市)
6	副会長市(札幌市)

※「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（令和2年7月17日変更）」において重点受援県に属する静岡市、浜松市及び名古屋市は外すものとする。

《代行市が担う主な役割》

- ・発災初期段階における総務省、全国知事会（代行県：兵庫県）等との調整
- ・情報連絡員（リエゾン）、対口支援の派遣に係る調整

(2) 令和6年能登半島地震を踏まえた対応

情報連絡員（リエゾン）や総括支援チームの派遣など国の応急対策職員派遣制度と連動した所要の改正

3 今後のスケジュール案

令和7年1月 図上訓練（首都直下地震を想定）

※熊本市が事務局代行を実施

～3月 訓練結果を踏まえ改正案を最終調整

4月 行動計画改正